

政策評価調書(29年度実績)

政策名	障がい者が地域で暮らし働ける社会づくりの推進	政策コード	- 3	関係部局名	福祉保健部、商工労働部、国民文化祭・障害者芸術文化祭局、教育庁
-----	------------------------	-------	-----	-------	---------------------------------

【 . 政策の概要】

障がい者に対する理解の促進やグループホームなどの住まいの場の確保、芸術文化・スポーツを通じた社会参加の推進など、障がい者が身近な地域で安心して生活を送るための取り組みや、雇用の場の拡大、職場定着への支援、工賃向上のための共同受注・共同販売体制の確立などにより、障がい者が地域で心豊かに暮らし働ける社会づくりを推進する。

【 . 政策を構成する施策の評価結果】

	施策名	指標評価	総合評価
1	障がい者が安心して暮らせる地域生活の推進	達成	A
2	障がい者の就労支援	概ね達成	B

【 . 政策を取り巻く社会経済情勢・今後の動向】

障害者差別解消法の施行に合わせて、大分県では、障がい者が地域で安心して暮らせるよう、H28年4月に「障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例」を施行し、地域住民の理解の促進や権利擁護の推進、必要なサービス提供基盤の整備や地域生活への移行・定着支援等に取り組んでおり、今後も支援策の更なる充実が求められる。また、障がい者が生き生きと個性を發揮できるよう、芸術・文化活動やスポーツなどへ気軽に参加できる環境の整備やH30年全国障害者芸術・文化祭、2020年東京パラリンピックを見据えた取組も必要である。

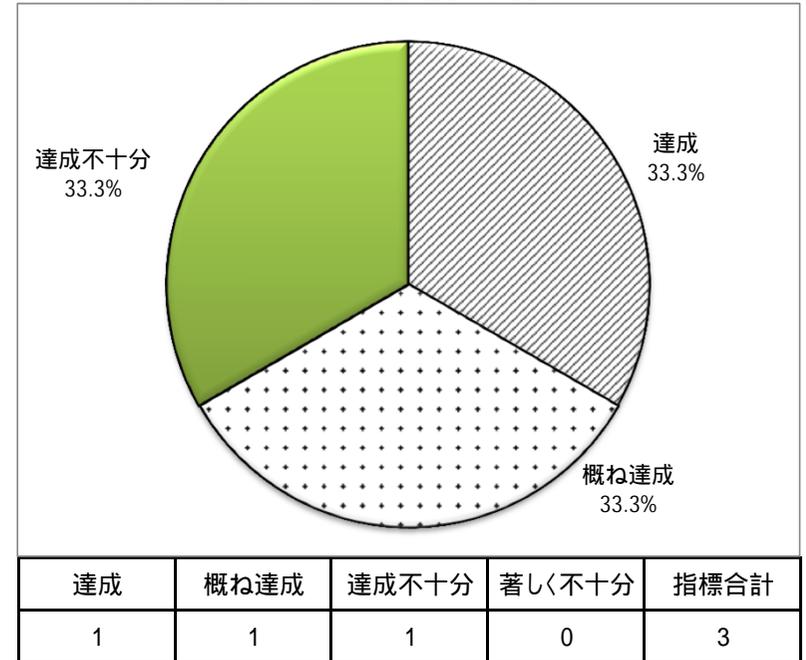
障がい者が地域で自立して暮らせる社会を実現するため、雇用の場の拡大等により、障がい者雇用率は全国トップレベルを維持しているが、身体障がい者と比較して、知的・精神障がい者の雇用促進が課題となっている。また、福祉的就労における工賃は、共同受注体制の整備等により年々増加しているが、さらなる向上が必要である。

H30年4月からの障がい者法定雇用率引上げ(2.2%)や精神障がい者の雇用義務化に着実に対応し、障がい者雇用率日本一奪還のため、障がい者雇用アドバイザーによる新規対象企業を含めた全業種の企業訪問や職場指導員配置企業への奨励金制度創設などにより、知的・精神障がい者の雇用促進と定着支援を図るとともに、共同受注体制の強化や官公需・民需のさらなる拡大による工賃向上を図るなど、障がい者の就労促進のためにこれまで以上の取組が必要である。

< 障がい者雇用率(大分県) > 上段H29 下段(H28)

区 分	計	身体		
		知的	精神	
雇用率	2.44% (2.46%)	1.70% (1.72%)	0.53% (0.54%)	0.20% (0.20%)
全国順位	5位 (3位)	1位 (1位)	25位 (19位)	23位 (15位)

【 . 構成施策の目標指標の達成状況】



【 . 評価が著しく不十分となった指標】

指標名	達成率
該当なし	-